

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答 高齢者支援課

第9期計画では、保険料段階を多段階（15段階）に設定し、所得に応じた負担をお願いしています。また、国の低所得段階に対する公費投入率が引き下げられたため、公費投入後の保険料率を第8期計画の保険料率と同率に据え置き、負担軽減を図っており、第1段階及び第2段階を免除する予定はありません。

【参考】1段階 保険料率 0.26

2段階 保険料率 0.35
14段階 保険料率 2.50
15段階 保険料率 2.65

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答 高齢者支援課

現在のところ減免要件を見直す予定はありません。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

低所得者の介護利用料は、負担の上限が低く設定されており、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されることから、既存の減免制度の拡充は考えていません。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

介護保険では特定入所者介護サービス（負担限度）制度があるため、現在のところ、独自の補助制度を設ける予定はありません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

回答 高齢者支援課

要支援者や事業対象者が利用できる現行相当サービスは、適切な介護予防マネジメントのもとにサービスの継続利用がされています。また、報酬単価については、国の示す標準単価を参考に近隣市と調整をした上で単価設定をしているため、特に見直しは考えておりません。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

回答 高齢者支援課

現在のところ、制度を採用する予定はございません。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答 高齢者支援課

軽度者の福祉用具貸与（例外給付）については、適正化の観点から状態に応じてケアマネジャーの判断で利用可能なケースと、確認票の提出が必要なケースに分けて利用できるように行っています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

回答 高齢者支援課

介護報酬については、介護職員処遇改善加算をはじめ、その他各種加算で報酬アップができる制度となっているため、町独自での支援は考えていません。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答 高齢者支援課

看護小規模多機能型居宅介護施設が令和2年4月1日に開所し、利用人数に空きがあることから、町内の福祉系サービスの需要は概ね満たしていると考えています。今後も、住民ニーズ及び待機者を把握しながら、適切な整備計画に努めていきます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

回答 高齢者支援課

特例入所については、要介護3以上の待機者との公平性を確保する必要があることから、国や県の定める指針に基づき、申請に応じて個別に判断をしていくものと考えています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答 高齢者支援課

介護保険の制度として、介護職員処遇改善加算があることから、町独自での施策は考えていません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答 高齢者支援課

1人夜勤の禁止は考えていませんが、本町が指定する事業所については、適切な運営が行われるよう、適宜、運営指導を行っています。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答 高齢者支援課

実態調査は考えていませんが、運営指導において職員の勤務状況を把握していきます。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

回答 高齢者支援課

実態調査は考えていませんが、運営指導において職員の勤務状況を把握していきます。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答 高齢者支援課、成人保健推進室

(高齢者支援課)

近隣市の動向を注視しながら検討していきます。

(成人保健推進室)

加齢性難聴の早期発見のための無料検診事業については、実施の予定はありませんが、加齢性難聴の悪化の原因となる糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の重症化予防の取組として、長寿健診をより多くの方に受診していただけるように受診勧奨や健診後の栄養指導などを引き続き行っていきます。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

回答 高齢者支援課、公共交通対策室

(高齢者支援課)

現在のところ、高齢者タクシー助成事業及び寝たきり高齢者の外出支援事業を行っており、現在のところこの制度をより充実させることについては考えておりません。

(公共交通対策室)

65歳以上の方を対象に、3つの外出支援に関する施策を実施しています。

一つ目は町のコミュニティバスの運賃低廉化です。町全域を運行するじゅんかい君を無料、東郷・藤田医大バスの運賃を半額としています。

二つ目はデマンドタクシー運行事業です。東郷町内の公共施設、スーパー、病院等へ一定の料金で移動できるようにしています。

三つ目は地域の輸送資源活用事業です。企業の運行する送迎バスを混乗化し、町民が無料で乗車できる実証運行を実施しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答 高齢者支援課

「認知症基本法」の基本理念にもとづき、第10期東郷町高齢者福祉計画策定に合わせて「東郷町認知症施策推進計画」を策定予定です。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答 高齢者支援課

令和8年1月20日より「東郷町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を実施しています。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答 成人保健推進室、高齢者支援課

(成人保健推進室)

現在、無料検診事業としては実施していませんが、前年度に特定健診や長寿健診を受診した65歳以上の方を対象に、東郷町と名古屋大学の共同事業「東郷いきいき度チェ

ック」を実施しており、事業の中で、認知症に関連する検査を実施しています。
(高齢者支援課)
現在、無料検診実施事業の予定はありません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

回答 高齢者支援課

第10期介護保険事業計画においては、アンケート調査結果を公開するとともに、パブリックコメントを実施し、住民から意見を積極的に聞く予定です。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

回答 高齢者支援課

計画の策定にあたっては、75歳、80歳以上の人口についても人口推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要な量と質を確保していく予定です。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答 高齢者支援課

要介護1以上の方は全て障害者控除の対象としています。要支援2の方は障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度により対象者が判定しています。また、平成29年度から本町の在住者で障害者控除の対象となる全ての方に対して個別送付をしています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答 保険医療課

国保広域化により、愛知県において将来的な保険税水準の統一に向けた取組が進められています。本町においても愛知県が示す標準保険税率まで段階的な引き上げを行っているところで、不足分は赤字部分として国からも解消が求められていますので、保険税の引き下げは難しいと考えています。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答 保険医療課

基金や剰余金については国保財政の適正な運営に使用していきます。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答 保険医療課

本町では7・5・2割軽減を実施しています。また、赤字解消ができていないため新

たに減免制度を設ける予定はありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答 保険医療課

国の法改正に合わせて、被保険者均等割の5割軽減措置対象者について、18歳まで拡充を行います。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

回答 保険医療課

収入減少減免の基準改正については、負担の公平性の観点から、現在のところ考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

回答 保険医療課

滞納者には納税相談や納税勧奨を行ったうえで、特別療養費の資格確認書を含め、必要な措置を行っています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答 債権管理課

財産調査により納付資力の有無を判断したうえで、法律の規定に基づき滞納処分、滞納処分の執行停止及び欠損処理を実施しています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答 債権管理課

他の納税者との公平性を保つためにも、正当な理由や納税相談のない滞納者で納付資力がある者に対しては、法律の規定に基づき滞納処分を行います。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

回答 保険医療課

国民健康保険の市町村単独による運営が難しい現在の状況においては、県単位の運営が必要であり、構成する市町村の負担の公平性から保険税率等の統一は必要なことであると考えています。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

回答 保険医療課

県単位での運営を行う上では税率や減免基準についても県内で統一する必要があると考えています。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答 保険医療課

町独自で制度を設ける予定はありません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答 保険医療課

基準の改正は、現在のところ考えていません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答 保険医療課

ホームページで周知をしています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

回答 保険医療課

マイナ保険証の利用登録を行っていない被保険者へは、職権で資格確認書を発行する予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

回答 福祉課

町独自の助成事業はありませんが、相談があった場合、社会福祉協議会の貸付事業等の案内をします。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

回答 福祉課

窓口では、ポスター、パンフレットを設置し、すぐに相談できるように環境を整えています。

窓口では相談者の方から丁寧に状況等をお聞きしたうえで、適切な助言やアドバイスを伝えています。また、対応時の内容を県（尾張福祉相談センター）へ伝え、生活保護が必要と思われる方には、日程調整のうえ申請をお受けしています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

回答 福祉課

生活保護の制度については、ポスター、パンフレット、町ホームページで案内をしています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答 福祉課

本人から居宅支援の相談があった場合、速やかに県（尾張福祉相談センター）へ連絡しています。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

回答 福祉課

補助制度はありませんが、令和8月8月現在は、全ての生活保護世帯にエアコンが設置されていることを確認しています。生活扶助金額等の増額については相談があった場合、県（尾張福祉相談センター）へ連絡しています。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答 福祉課

扶養照会が望ましくない事情をお聞きした場合、相談対応時の内容と併せて県（尾張福祉相談センター）へ伝えています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答 福祉課

相談者の状況を丁寧にお聞きした上で、相談対応時の内容と併せて県（尾張福祉相談センター）へ伝えています。県（尾張福祉相談センター）の判断となりますが、個々の事情を加味した上で車の所有が認められているケースはあります。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

回答 福祉課

生活保護の実施機関は県（尾張福祉相談センター）になります。県（尾張福祉相談センター）の回答は以下のとおりです。

CW、査察指導員の数、社会福祉法第16条に規定されています。郡部の福祉事務所は、80世帯で1人のCWと規定されています。当所の被保護世帯数は、令和8年4月1日現在、346世帯で、CW5名が赴任しており、定数を満たしています。また査察指導員は、CW7人で1人となっており、こちらも定数を満たしています。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

回答 福祉課

生活保護の実施機関は県（尾張福祉相談センター）になります。県（尾張福祉相談セ

ンター) の回答は以下のとおりです。

令和8年4月1日現在の CW は、定数5人に対して、5人が女性となっており、100%となっています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答 福祉課

生活保護の実施機関は県（尾張福祉相談センター）になります。県（尾張福祉相談センター）の回答は以下のとおりです。

当所（本県）では、福祉職採用しており、現在5名の CW 全て福祉職採用です。研修については、県社会福祉協議会、厚生労働省主催の研修に参加を促しています。ケースワーカーの外部委託化は行っていません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

回答 福祉課

生活保護の実施機関は県（尾張福祉相談センター）になります。県（尾張福祉相談センター）の回答は以下のとおりです。

就労支援員は非常勤職員を1人配置しています。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

回答 福祉課

生活保護の実施機関は県（尾張福祉相談センター）になります。県（尾張福祉相談センター）の回答は以下のとおりです。

生活保護費の支給するタイミングによって、DV等で世帯を離脱（世帯分離）した人の分まで生活保護費を支給してしまうことはありますが、支給してしまった場合は、元の世帯主に対して、分離した人の分の生活保護費を返還してもらうよう指導しています。また世帯分離した人についても、保護の要件を満たせば、分離した日をもって、生活保護費を支給しております。

認知症や障害をお持ちの方については、本人にはもちろんのこと、本人を支援している関係機関の方とも情報共有、情報交換し、本人の福祉に反しないよう適切に案内するよう努めています。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

回答 福祉課

関係機関と連携して速やかに対応しています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようし

おりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

回答 福祉課

関係機関と連携して速やかに対応しています。町ホームページで、生活困窮者自立支援制度や生活保護の制度の案内をしています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

回答 福祉課

町独自の助成事業はありませんが、相談があった場合、社会福祉協議会の貸付事業等の案内をします。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

回答 福祉課

エアコン購入費助成事業はありませんが、相談があった場合、社会福祉協議会の貸付事業等の案内をします。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

回答 保険医療課

愛知県の補助制度に上乗せをして、福祉医療制度を実施しています。また、必要とする補助については、県に要望したいと考えています。入院時食事療養費の助成は、現在のところ考えていません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

回答 保険医療課

平成24年1月診療分から、18歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しています。また、令和5年4月からは18歳年度末以降24歳年度末までの大学生等を対象に入院医療費を償還払いにより助成しています。(所得制限あり)

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回答 保険医療課

平成26年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しています。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)対象者への精神障害者医療費助成も実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答 保険医療課

愛知県の補助制度に加えて、自立支援医療(精神通院医療)対象者について、所得制

限なし、自己負担なしで医療費助成を実施しています。住民税非課税世帯への拡大は、現在のところ考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答 保険医療課

妊産婦の医療費助成は現在のところ考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答 こども保健推進室、福祉課

(こども保健推進室)

NPO等への支援については、社会福祉法人等2団体が、「子ども食堂」を定期的を開催し、地域での交流を深めていますので、町及び社会福祉協議会のフードドライブで集まった食材の提供や、食育推進活動支援事業を活用し、いこまい館の調理室及びランチルームの無料貸し出し等の支援を行っています。

また、「子ども食堂」を実施する1団体が子どもの学習を支援する「勉強会」を開催しています。さらに、社会福祉協議会では勉強会のボランティア募集の協力を行っています。

(福祉課)

愛知県から委託を受けた事業所が実施している「愛知県子どもの学習支援事業」に対し、運営等の助言などサポートをしています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

回答 こども保健推進室

令和6年度に東郷町こども家庭センターを設置し、母子保健係と家庭相談係を一つの課としてより連携しやすい体制で業務を実施しており、正規の保健師とこども家庭支援員を配置しています。こども家庭支援員による子育て支援センターや児童館での巡回相談を実施し、子育て支援機関との連携を強化しています。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答 学校教育課

現状では、基準の引き上げは考えていません。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答 学校教育課

現状では、クラブ活動費の支給は考えていません。卒業記念品及びオンライン学習通信費については、支給の対象としています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答 学校教育課

学校の働き方改革の観点から市町村窓口での受付を継続する考えです。

なお、周知については、学校を通じて全保護者にチラシを配布し、町広報紙に掲載を行っています。また、外国語（英語、ポルトガル語）の制度紹介のチラシも作成をしています。

★(3)義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答 給食センター

現在、中学校の給食費無償化の予定はありませんが、①令和元年10月から20円値上げした給食費の値上げ分を公費で負担、②令和2年度から給食費定額制を導入し、実食数計算の給食費と定額制の差額分を公費で負担するなどして、子育て世帯の負担軽減を図っています。

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

回答 学校教育課

就学援助による学用品費等、修学旅行費、入学児童生徒学用品費等の負担軽減を行っていますが、義務教育全体の無償化は国において検討されるべきものと考えています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答 こども課

保育所等については、国の基準による給食費の免除対象者に対し、給食費の一部を免除しています。幼稚園については、令和元年10月から、保育園と同等の対象者に対し、給食費の一部を免除する制度を開始しました。

また、令和4年度から、保育園、認定こども園に対し、愛知県の補助金を活用し、物価高騰対策の補助金を交付し、保護者負担が増えないようにしています。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

回答 こども課

公立園はセンター方式で、行っており、現在変更の予定はありません。私立園は、概ね自園調理方式で行っております。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

回答 こども課

保育士の配置基準は、国の改正基準を早期に実現できるよう進めています。

既に、公立園の1歳児においては、県の補助金を活用しつつ、5対1の配置を行っ

ています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回答 こども課

公立保育園の施設の老朽化に伴い、保育所等長寿命化計画に基づき、適宜民営化について検討を行います。公立の役割を明確にし、必要な施設を維持・更新します。
また、入園後に育児休業を取得した場合でも、保育施設に継続して通園できます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答 こども課

保育施設等の保育内容等の実態把握については、全ての園で保育士の職務経験が豊富な指導保育士を含め実地検査を適宜行っています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

回答 こども課

乳児等通園支援事業については、現在公立園で実施しており、国等が示す基準に沿って実施しています。
また、自治体独自の補助については、実施施設の実情や近隣市の状況を踏まえ、研究していきます。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答 福祉課

身体障がい・精神障がい1級及び知的障がいA判定：4,500円、身体障がい・精神障がい2級及び知的障がいB判定：3,500円、身体障がい・精神障がい3級及び療育手帳C判定：2,500円、身体障がい4～6級：1,500円と定めており、金額の増額予定はありませんが、今後も、近隣の自治体の動向をみながら必要に応じて研究していきます。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

回答 福祉課

重度の方を対象とするグループホームについては、令和6年度に新たに町内に開設されました。町としては、運営方針、活動内容、利用状況等を把握し、適正な運営がされているかを評価していきます。また、新設する法人の支援について適宜行ってまいります。

家賃補助については国制度に基づき行ってまいります。

夜間の職員配置については、国が定めた報酬に基づいて支給を行っています。今後も近隣の自治体の動向をみながら検討していきます。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

回答 福祉課

支給時間等については、その方の生活の状況を鑑みながら個々での対応を行い、適正に支給しています。

必要に応じて東郷町障がい者計画等への掲載を研究していきます。
国が定めた報酬に基づいて支給を行っています。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

回答 福祉課

需要に応じて制度変更等を行い対応しています。現時点では、待機児童はいません。障害児通所支援は国の規定に則って行っております。国の規定に改正がありましたらその規定に則り適正に運営してまいります。

令和8年度から町内で新規に相談支援事業所を開設する事業所への支援を開始しており、セルフプランが少なくなるよう相談支援事業所を増やしていきたいと考えています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起これないような支援策を講じてください。

回答 福祉課

障がい者の相談について2事業所に委託を行い、支援体制を整えています。虐待については愛知県と協力しながら適正に対応しております。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答 福祉課

障がい者の相談について2事業所に委託を行い、支援体制を整えています。虐待については愛知県と協力しながら適正に対応しております。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

回答 成人保健推進室

現在の額は近隣市町と比較しても適正であり、自己負担を無料にすることは予定していません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

回答 こども保健推進室、成人保健推進室

(こども保健推進室)

冬季の感染症が流行する時期に15歳及び18歳を対象としたインフルエンザ予防接種助成事業を実施しています。今後も子どもたちが安心して人生の節目である受験等に臨めるようにします。

乳幼児及び妊産婦の任意予防接種や男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種は、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

(成人保健推進室)

50歳以上の带状疱疹ワクチンの任意予防接種については、令和7年度から、今までに带状疱疹予防接種を受けたことがない満50歳以上かつ65歳未満の方に助成を行っています。助成額は、不活化ワクチンは1回につき10,000円(2回まで)、生ワクチンは4,000円(1回)のみです。一部の障害者を対象としたインフルエンザワクチンの助成を実施しています。高齢者を対象としたRSワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種については、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。接種に係る自己負担についても国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答 こども保健推進室

令和7年度から産婦健診の助成回数を2回(2週間・1か月)に拡充しました。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

回答 こども保健推進室

国の指針にある5歳児健診は実施に向け検討中です。発達障害支援事業として5歳児スクリーニング事業を継続して実施します。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答 こども保健推進室

妊産婦歯科健診については、妊婦・産婦のどちらかで1回の助成を実施しています。妊娠期、産後の計2回の拡充については事業の有効性について研究していきます。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答 成人保健推進室

歯科衛生士の常勤配置については、歯科保健事業の拡充に向けての必要性を含め研究していきます。

9. 地域の保健・医療

- ①公立病院の経営形態を維持してください。

回答 保険医療課と成人保健推進室で調整予定

町立診療所は設置していますが、公立病院は設置していません。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

回答 成人保健推進室

医師確保については、県の地域医療対策協議会で行っていることから町として必要に応じて協力していきます。尾張東部圏域は全国的に見て医師多数区域とされているため、積極的な医師確保を町独自で行う予定はありません。看護師については、研修等の周知に努めます。医療従事者向けの奨学金制度については、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回答 保険医療課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答 保険医療課

マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の施策と解釈しています。町から国へマクロ経済スライドや年金の支給月に関して働きかけることは考えていないため、現在、意見書を提出する予定はありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

回答 高齢者支援課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

回答 高齢者支援課、福祉課

(高齢者支援課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(福祉課)

現在、国へ意見書を提出する予定はありません。配置基準を満たしているかどうかについては県が指導監査を行っています。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

回答 高齢者支援課、福祉課

(高齢者支援課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(福祉課)

現在、国へ意見書を提出する予定はありません。処遇改善加算などの情報は指定権者である県より事業所へ適宜情報提供されています。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

回答 高齢者支援課

近隣市の動向を注視しながら検討していきます。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答 保険医療課

現在実施をしており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

回答 給食センター

現在、国において給食費無償化の検討がされていることから、意見書を提出する予定はありません。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

回答 福祉課

国へ意見書を提出する予定はありません。

共同生活援助を行う事業所が増えてきている状況にあるとともに、地域生活支援事業を活用し、地域生活の充実に努めています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

回答 保険医療課

現在、意見書を提出する予定はありません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

回答 高齢者支援課

近隣市の動向を注視しながら検討していきます。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答 保険医療課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

回答 給食センター

現在、国において給食費無償化の検討がされていることから、意見書を提出する予定はありません。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

回答 成人保健推進室

東名古屋東郷町医師会及び近隣市町と情報交換を行い、必要に応じて県を通じ、国へ要望していきます。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

回答 高齢者支援課、福祉課

(高齢者支援課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(福祉課)

愛知県から適宜通知があり、本町から事業所へ周知をしていることから、意見書を改めて提出する予定はありません。

以上